

令和8年度保健師中央会議
行政説明 資料10

困難な問題を抱える女性への支援について

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 女性支援室

なぜ困難「女性」支援法が必要なのか

女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多い。
このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。

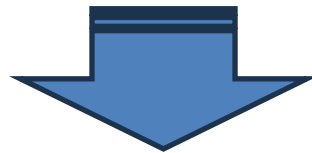
(困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ(令和元年10月11日)より)

※性差に起因する社会的な困難な問題・・・

(例) 妊娠、性被害・暴力被害率の高さ、社会的な地位の低さ(男女の賃金格差、家庭内労働比率の高さ等)

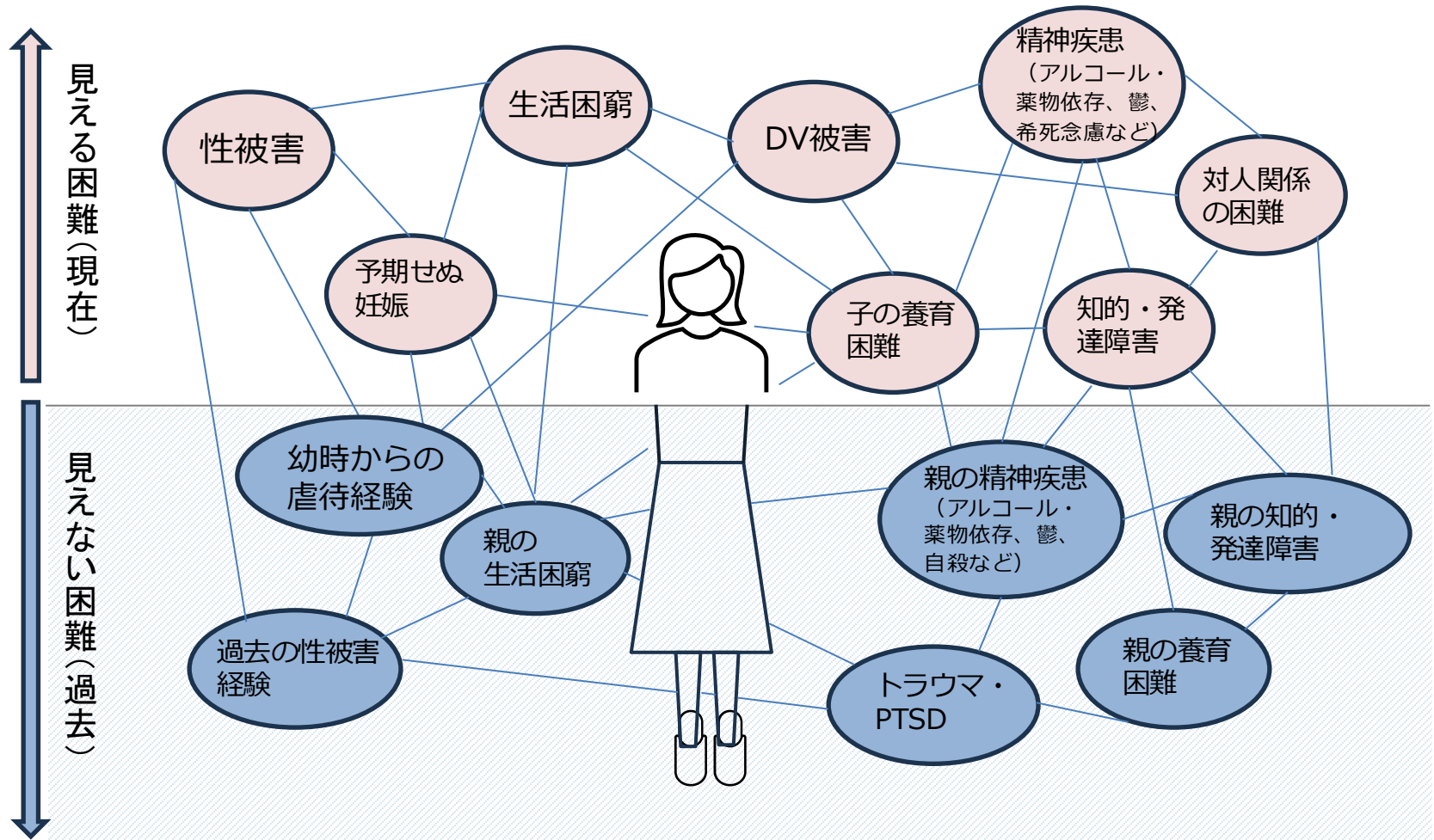
※心身面及び社会的な面での複合的な課題・・・

(例) 反復継続する暴力被害に伴うPTSD等の心身の不調、対人関係不調や就労困難等による社会生活に復帰することの難しさ



女性に特有の、又は顕著な問題(妊娠、性被害、暴力被害、社会的地位の低さ等)に起因する様々な困難を複合的に抱えており、単体の施策・個別の課題対応では解決が難しい

「困難な問題を抱える女性」とは



過去の困難が現在の困難に繋がり、さらに複数の困難が相互に関連し、世代間で連鎖していく

⇒ **現在抱えている複数の困難に対処する（アセスメント・ケースワーク機能）とともに、世代間連鎖を断ち切り自立生活に繋げるためには、過去の傷を含めた心身の健康回復を中長期的に支援することが必要。**

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

女性支援事業の概要

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と**連携・協力**して、**一人一人のニーズ**に応じて**包括的な支援**を実施

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [50か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり
 ・各都道府県 1 か所（滋賀県は 2 か所、徳島県は 3 か所）
 ・相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員
 [全国1,770人]
 ・女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
 ・相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県 1 か所]
 ・女性相談支援センターに併設
 ・民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託
 ・中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設
 [39都道府県、47か所]
 ・生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

**民間シェルター
母子生活支援施設 等**

関係機関等

連携・協力

自立

福祉事務所・市町村

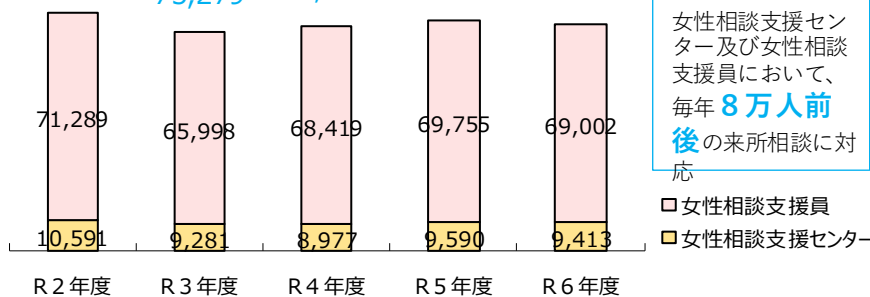
生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給 等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

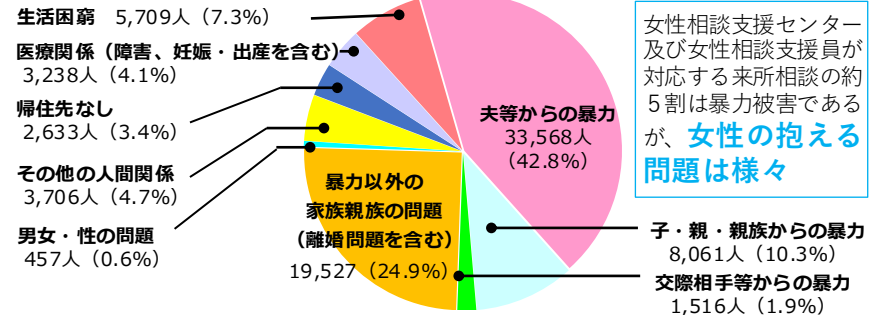
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

女性支援の現状

● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談人数



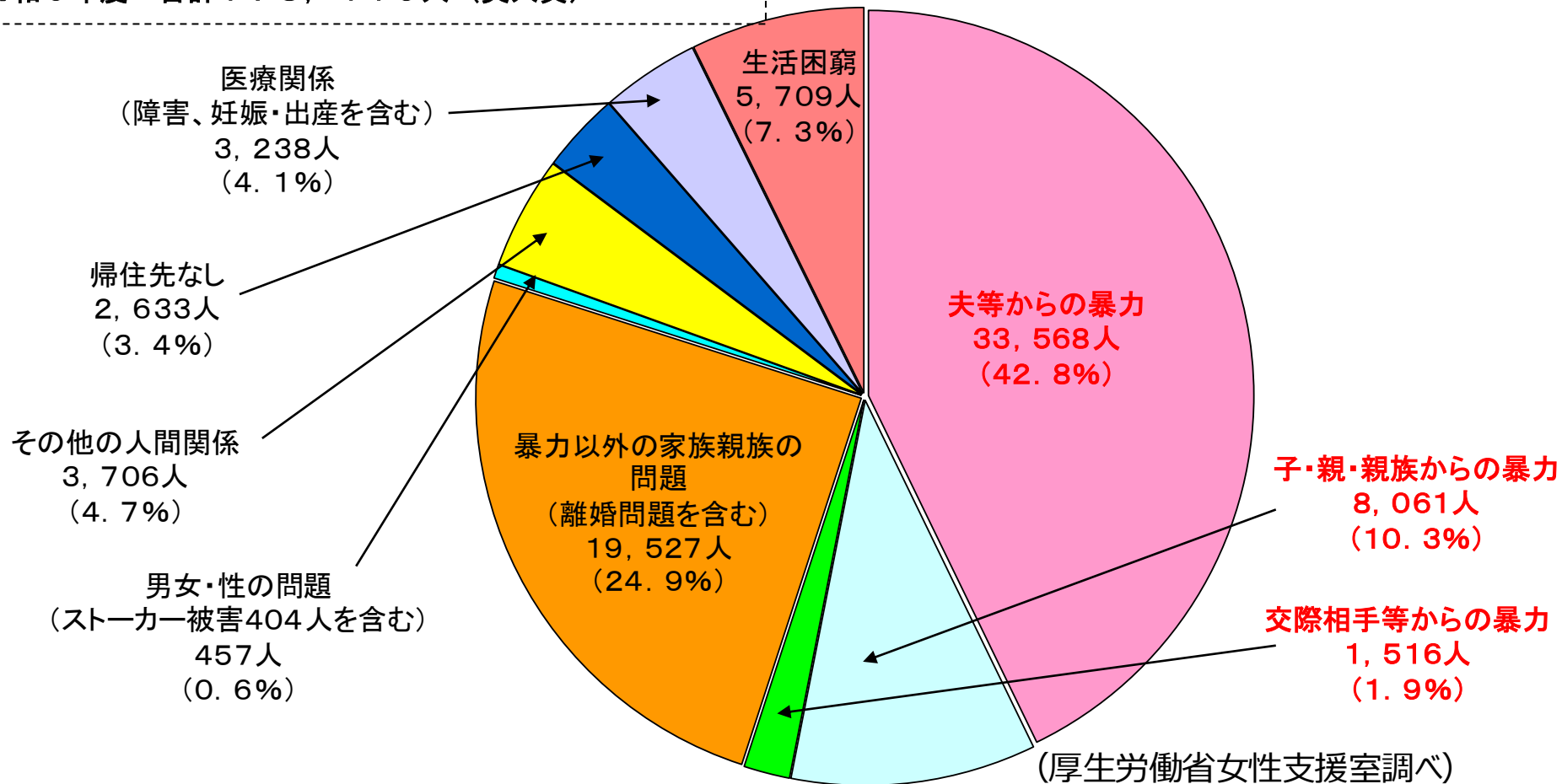
● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談の内容



女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の42.8%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の55%を暴力被害の相談が占めている。

令和6年度 合計：78,415人（実人員）



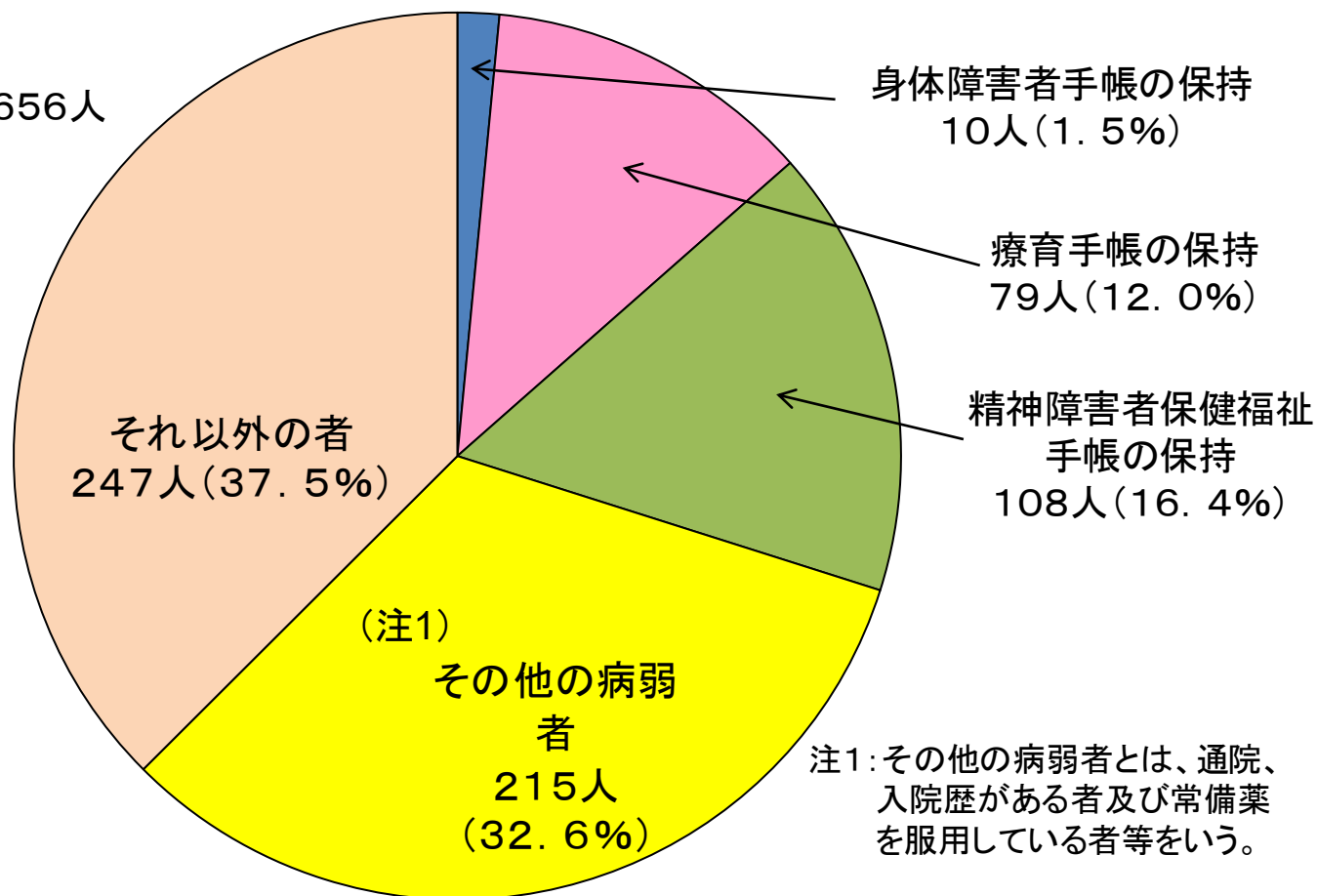
女性自立支援施設入所者の心身の状況

- 入所者のうち、6割以上の女性が何らかの障害あるいは病気を抱えている。
- 手帳は保持していないが、その他の病弱者にあたる入所者が増加している。(H26年:192人、18.0%)
- 精神障害者保健福祉手帳の保持者の割合が増加している。(H26年:101人、9.5%)

令和6年度

女性自立支援施設入所者数 656人

※うち8人は重複障害の者



支援調整会議とは

- 困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、地方公共団体が、関係者を集めて組織する会議体であり、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うもの。構成機関等に対する守秘義務を設けることで、支援を必要とする女性の個人情報を含む情報を共有でき、積極的な情報交換や連携を図るもの。
- 協議内容が多岐にわたることから、段階を分けて実施することが考えられるが、**地域の実情に応じて、適宜、組み合わせたり、都道府県・市町村で共同実施することも可能。また、既存の会議体との合同開催も可能。**（例：要対協にメンバー追加して代表者会議を設置、既存のDVケース会議を実務者会議に位置付けetc.）

	代表者会議	実務者会議	個別ケース会議
構成員及び目的	構成機関等の代表者から構成される会議。 関係機関等の共通認識が醸成されとともに、各会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とするもの。	実際に支援の現場等で活動する実務者から構成される会議。	個別の支援対象者について直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により構成される会議。 個別の支援対象者に関する支援内容等を具体的に検討することを目的とするもの。
議論内容	・困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証、支援実施体制の評価 ・支援調整会議全体の活動状況の評価 等	・個別ケース全体の定期的なフォロー、支援方針の確認 ・個別ケース検討会議における課題の更なる検討 ・地域における支援対象者の実態把握 ・支援に関する啓発活動 等	(都道府県) ・一時保護中や、女性自立支援施設への入所中のケースに関し状況把握と今後の支援方針の検討 ・今後一時保護や施設等への入所が必要となる可能性が高い者について状況把握や対応方針の検討 等 (市町村) ・一時保護や女性自立支援施設への入所を要する可能性があるケースや、一時保護等までは要さないが各種の福祉サービスを組み合わせるなどして支援を行う必要がある者、施設退所後でアフターケアが必要な者等の状況把握及び対応方針の検討 等
留意事項		・支援方針の検討については、健康状態が許さない場合等を除き、本人の参画を得て、本人の意向が十分に尊重される形で方針を決定すること。本人の参画を得ずに会議を実施する場合でも、可能な限り把握している本人の意向等を会議の場で共有するよう努めること。 ・個別の支援対象者に関する個人情報の取扱については、個人情報保護法に基づき行うこと。 ・会議において配布された個人情報を記載した書類等は、会議終了後廃棄するか、施錠可能な場所で保管する等適切な方法により管理すること。	
守秘義務	・構成機関等には守秘義務が課されており、違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が処される。		

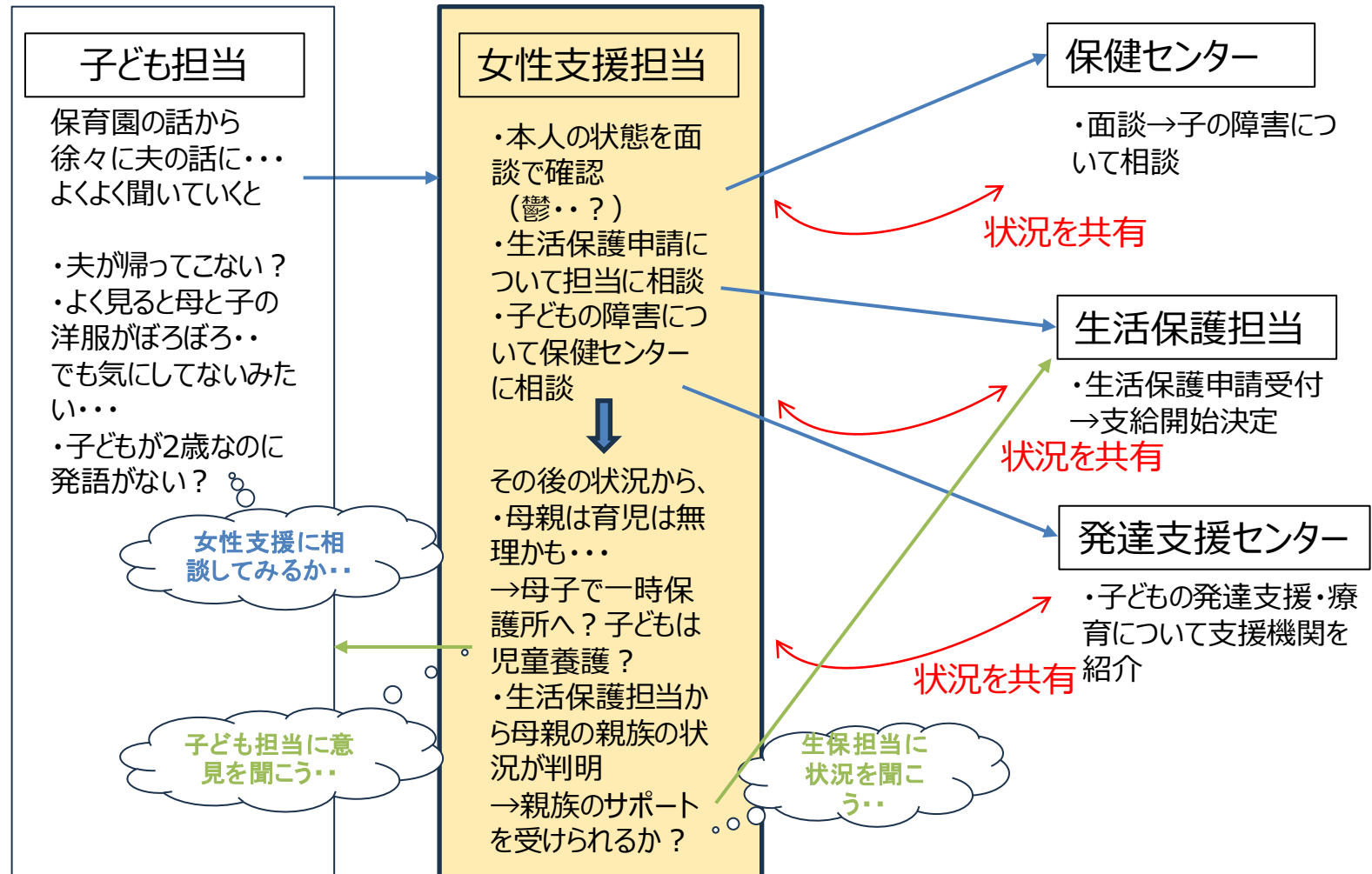
窓口連携による支援(イメージ)



保育園の
入所相談
で来所

☆色々な場所に端緒がある→庁内連携が重要

☆状況は日々変わり、必要な支援も変わる→中長期で窓口間もつながり続けることが必要



女性支援特設サイト「あなたのミカタ」について

「あなたのミカタ」とは・・・

- 「あなたのミカタ」は、DVや性被害・性暴力、家庭の状況その他様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイト（令和6年1月31日に公開）。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の相談窓口などを掲載。

主なコンテンツについて

各地域の支援窓口一覧

自治体別の支援窓口や支援内容に関する情報（窓口の名称、電話番号、受付時間、支援内容、HPなど）を掲載。

お悩み・相談先リスト

女性が抱える悩み（DV、性的な被害、妊娠・出産、ひとり親、ストーカー、こころの不調、依存症、その他の生活の困窮など）ごとに、受けられる支援や相談窓口に関する情報（相談窓口の名称、連絡先など）を掲載。

コラム・インタビュー

支援現場における支援事例や、かつて支援を必要とする当事者だった方へのインタビューなど、女性が抱える困難な問題とその支援の実例等についてコラムを掲載。

支援者向け情報

自治体における支援事例や連携事例、国の関係通知、調査研究等の成果物、女性支援の広報啓発に活用可能なポスターカード等を掲載。

※コンテンツは順次更新予定



女性支援特設サイト「あなたのミカタ」 : <https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>



参照先

- 困難な問題を抱える女性への支援 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html

- あなたのミカタ

<https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>

